

## 人権教育基本方針

・我が国は、日本国憲法を施行して半世紀、憲法の保障する基本的人権の確立に向け、各種の法律や制度の整備を進め、様々な条約を締結するなど国際社会の一員として具体的な取組を進めてきた。しかし、我が国固有の人権問題である同和問題は解決へ向けて進んでいるものの依然として課題が残されており、また、女性、障害者、高齢者、子ども、在日外国人に係る人権問題等をはじめ様々な人権問題が存在している。

- [ 1 ] ・人権問題、すなわち人権侵害の状況が存在しているという認識、ないしは課題意識があることが大前提。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基礎をなすものであり、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務でもある。すべての人々が、自ら積極的に考え、行動することが、こうした人権が尊重される社会をつくるために必要である。

このことは、人々のたゆまない努力によって達成されるものであるが、中でもその基礎となる教育の果たす役割は大きい。

- [ 2 ] ・教育基本法「前文」にある、憲法の理想の実現は「教育の力にまつべき」という認識に対応。

以上の観点に立って、国際人権規約及び子どもの権利条約、日本国憲法及び教育基本法並びに大阪府人権尊重の社会づくり条例等の精神にのっとり、大阪府の教育分野において人権教育を推進するための基本方針を次のとおり定める。

1 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力、判断力を養い、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成を目指して教育のあらゆる場において人権教育を推進する。

- [ 3 ] ・特設の人権教育HR等に限定される問題ではない。

2 人権問題が社会の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のある問題であることを踏まえ、その実態の把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。

- [ 4 ] ・実態把握に努め、現実から学ぶ姿勢が重要。

3 府民一人一人が主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティーを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図る。

- [ 5 ] ・一人ひとりの心がけだけでなく、地域社会における社会的関係のあり方にも、課題意識が向けられている。

4 人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図る。

- 【 6】・担当者(情報発受信の窓口&コーディネータ)を明確に、また「教育のあらゆる場」の担当者が身につけておくべき教養。

本方針の実施に当たっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進しなければならない。

- 【 7】・人権に係る課題を教育の力で解決するためには、願いや思いも含めて当事者ニーズをはじめ実態の把握が必須である。また、個々の教職員や学校だけではなく、幅広い連携協力体制が必要である。

## 人権教育推進プラン

### 基本的推進方向

#### 1 人権問題の状況

・子どもの人権については、仲間はずしやことば・暴力による「いじめ」によって、時には命にかかわる深刻な状況も生み出されており、薬物乱用、暴走行為など自らの命を軽んじる行為等の問題も生じている。また、家庭における児童虐待など、子どもの健やかな成長が阻害される問題が顕在化しており、学校における体罰も根絶されていない。さらに、不登校、高校中途退学等教育を受ける権利の保障という観点からの問題がある。

- 【 8】・一人ひとりの子どもにとって最も身近な「子どもの人権」、特に「いじめ」や児童虐待、セクシュアル・ハラスメント等の問題。

我が国固有の人権問題である同和問題は、人間の自由と平等に関する重大な問題であるという認識のもと、その解決は国民的課題として取り組まれ、生活環境の改善をはじめとする物的基盤整備では着実に成果をあげてきた。しかしながら、依然として、中高年齢層を中心とした不安定就労の問題、若年層における学力低位の問題や進学率の較差などの課題が残されている。また、結婚問題を中心に差別意識が根強く残るとともに部落差別事象が跡を絶たないなど、府民の差別意識の解消が十分に進んでいるとはいえない状況にある。

- 【 9】・学校教育の面で「同和問題の残された課題」、進学率や中退率の較差の問題と府民の差別意識の解消の問題。平成 13 年 9 月の「府同対審答申」等を参照。

女性の人権については、両性の平等の実現に向け、男女雇用機会均等法などの各種の法律や制度の整備が図られてきた。しかしながら、人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、男女平等の実現を阻む原因となっている。

- 【 10】・平成 13 年の「おおさか男女共同参画プラン」や平成 14 年の「大阪府男女共同参画推進条例」も参照。

障害者の人権については、障害者の完全参加と平等な社会の実現が求められている。しかし、障害者を取り巻く社会環境においては、障害及び障害者に関する正しい理解と認識の不足から、物理的な面、制度的な面、文化・情報面及び意識の面の障壁などの問題がある。また、施設や病院等における人権侵害に関わる事例の発生など、障害者に対する人権侵害や差別がまだ存在している。

【 11】 ・平成 15 年の「大阪府第 3 次障害者計画」や文部科学省「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告)を参照。

我が国では、21 世紀初頭には、4 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会を迎えるといわれ、一人一人が生きがいを持ち充実して暮らすことのできる長寿社会の実現が求められている。しかしながら、高齢者に対する人権侵害をはじめ、一人暮らしの高齢者の孤独な死や自殺の増加といった深刻な社会問題が生じている。

【 12】 ・割愛。

本府には、歴史的経緯から韓国・朝鮮人が多く生活しており、近年国際化の進展に伴い人々の交流が進み、新たな渡日者も増加している。また、国籍法の改正により重国籍の子どもたちも増えてきている。在日韓国・朝鮮人に対しては差別落書き、暴言・暴行といった悪質な人権侵害や就職差別につながる恐れのある事象が生じており、新たな渡日者に対しても、言語、文化、習慣、価値観等についての理解が不十分なことなどから起こる偏見や差別等の人権問題がある。在日外国人との関係においては、その歴史性や異なる文化や価値観を理解し尊重するという内なる国際化が求められている。また、在日外国人については法的地位の向上や民族性の尊重等の課題もある。

【 13】 ・本名を名乗れる環境の醸成に努める。「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」やこの人権教育推進プラン」、平成 14 年の「大阪府在日外国人施策に関する指針」参照。

人権問題は、以上の範囲に止まらず、また、固定的なものではなく、HIV 感染者等に対する人権侵害など疾病に対する理解不足や間違った認識、偏見から生じる人権問題や、プライバシーの侵害等情報化に伴う影の部分など、社会の変化とともに、様々な形で新たに発生する可能性のある問題でもあるとの認識に立つことが重要である。

【 14】 ・新たな人権課題にも取組む姿勢。基本方針の、[ 4 ]にも対応。

## 2 基本視点

人権問題を解決し、あらゆる差別のない社会を形成するためには、基本的人権を尊重することの重要性や、人間の尊厳に対する認識が社会に浸透することが重要である。また、多様な価値観を持つ人々が互いに相手の立場を理解して友好関係を保つことや、すべての人々が社会に主体的に参加できることも重要であり、これらの基礎を培うものとして人権教育を推進する。

人権教育は、21 世紀の国際社会の平和と繁栄を築いていくためにも、地球環境保全の取組や、お互いの異なる文化を理解し、認め合って共に生きる取組の基礎となる広がりを持った課題であるとの認識のもとに推進することが必要である。

人権教育を実効あるものとするためには、それぞれの人々がそこで学んだ内容を知識・理解の段階に止めるのではなく、自分自身の行動原理や態度として身につけ、日常生活での様々な出来事を通じて人権問題について自ら積極的に考え、実践することを目標として人権教育を実施することが重要である。また、その発言や行動等が他者に受容されるために必要な技術・技能を併せて習得できるよう実施することが必要である。

さらに、人々が、自らが権利の主体であると同様に他者も権利の主体であることを認識した上

で、それぞれの権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成を目指して、人権教育を推進することが重要である。

【 15】…単なる知識にとどまることなく、さらに態度、国連人権教育 10 年の、人権教育は人権に関する知識のみを習得する単なる教育でもなければ学習でもない。国連の「行動計画」では、人権教育を日常生活における具体的な取り組みや実践などを可能にする技能や態度の形成を重視している。「人権という普遍的文化を構築するため」の研修や普及そして広報努力をめざさなければならない。という理念に対応している。

学校教育及び社会教育において、このような人権が尊重される社会づくりの基礎を形成することを旨とし、人権教育を推進する。

私立学校については、その独自性を踏まえつつ人権尊重を基本とした教育を推進する。

### 3 基本方向

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるためには、すべての人々が人権及び人権問題について正しく理解することやすべての人々に教育を受ける権利が保障されていることが必要である。また、人権尊重の精神の徹底を図るためには、すべての教育が人権を尊重したものであるとして行われることが必要である。このため、人権教育は、「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育」の3つの側面から、また、それらの側面を複合した教育として推進する。

#### (1) 人権及び人権問題を理解する教育

人々が、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、人権という普遍的文化の創造を目指すために、人権保障の歩みや人権についての考え方をはじめ、子ども、同和問題、男女平等、障害者、在日外国人に係る人権問題等をはじめ様々な人権問題や、社会の変化の中で生じる新たな人権上の問題等について正しい理解と認識を深めるよう、体系的に人権教育を推進することが重要である。

【 16】…「体系的に」～小・中学校とのタテの連携も必要。

人々が人権問題を自分自身の問題として捉え、その不合理性と問題の構造を正しく理解し、人権侵害の行為者とならないことはもとより、他人の行為であっても興味本位に煽ったり、逆に無関心になったりすることで結果として人権侵害を助長することにならないよう、鋭敏な人権感覚・人権意識を持つとともに、人権問題解決のために積極的に行動することを目指して人権教育を推進することが重要である。また、人権侵害が、人権感覚の欠如や異なる習慣や様々な価値観等を背景として、人権侵害を意図しない行為であっても、それが原因となって生起する場合もあることに留意する必要がある。

【 17】…意図だけではなく、人権侵害の救済及び防止を図る。

学校教育における人権教育は、様々な人権問題について、単に知識や理解を深めるだけではなく、人権問題の解決に向けた態度を育成するとともに、自己表現力、コミュニケーション能力といった技術・技能の習得を図り、人間関係づくりを深めていくことが重要である。さらに、一人一人の幼児・児童・生徒(以下「子ども」という。)に自己肯定感を育むとともに、他者を尊重する態度や自らが権利と同時に義務の主体であるという認識を育成することを目指して人権教育を推進する。

【 18】…自尊感情を育む人間関係づくり。

このため、子どもの発達段階に即し、体系的に人権教育を推進することができるよう「人権学習プログラム」を作成するとともに、それに対応した教材の開発に努める。

社会教育においては、地域の人々の学習活動の中で様々な人権問題について理解が進む

よう、学習機会の整備に努めるとともに、体系的な教材・学習プログラムの提供を行う。

なお、学習の手法については、知識伝達型にとどまらず体験・参加型学習を取り入れるなど、効果的に人権感覚・人権意識を高められるよう、工夫し充実を図る。

【 19】…**気づきを促す。**

## (2) 教育を受ける権利の保障（省略）

### (3) 人権が尊重された教育

人権尊重の精神を、日常生活における具体的な取組を可能にする技術・技能や態度の育成にまで浸透させるためには、あらゆる教育の過程において人権尊重の精神が徹底されていることが必要であり、教育活動そのものが人権を大切にしたものとして実施されなければならない。

学校教育においては、教科指導、進路指導、生徒指導等広範な指導が行われているが、すべての教育活動が、子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境で行われることが重要である。そのためには、指導に当たる教職員が鋭敏な人権感覚・意識を持つことが重要である。

【 20】…**すべての教育活動を通じての人権教育の推進。**

教科指導においては、学習者である子どもの立場にたって、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎・基本の確実な定着を図るため創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開するなど、個性と創造性を生かす教育の充実を図ることが重要である。

【 21】…**すべての教育活動を通じての人権教育の推進。**

学校における集団生活は、家庭から社会生活への第一歩となるものであることから、集団生活を通して、自分の権利と義務を自覚させることや他者を尊重する態度を育成することが重要である。

指導に当たっては、一人一人の子どもの基本的人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人一人の子どもが、対等な立場で他者との関係を作り、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。

【 22】…**集団づくり(仲間づくり)を重視。**

進路指導に当たっては、各学校において指導体制を整備し、子ども一人一人の個性、能力、適性に応じたきめ細かな指導に努めるとともに、幅広い職業観を含めた将来展望を形成する多様な情報提供と指導を通じて、最終的な自己決定を支援することが必要である。なお、子どもの就職に際しては、差別的な選考がなされることのないよう事業主への啓発に努めるとともに、問題事象が生じた場合には、関係機関と連携し、適切に対応する必要がある。

【 23】…**一人ひとりの子どもの将来展望を形成しつつ、自己実現を支援することの重要性。**

生徒指導に当たっては、各学校において指導体制を整備するとともに、子どもの権利条約を踏まえ、校則を見直すなど子どもの自覚と自立を促すことを基本として、その実態に応じて実施することが重要である。また、体罰は、子どもの人間としての尊厳を傷つけ教育効果を損ねるばかりでなく、学校に対する保護者や地域の信頼を著しく損ないかねないものである。教職員は、いかなる場合にも体罰が許されるものではないことについて再認識する必要がある。

【 24】…**一人ひとりの子どもの人間としての尊厳の尊重と人権擁護の重要性。**

学校における体育・スポーツは、心身を発達させるとともに生涯にわたり運動に親しむ態度を身につけることを目指している。このため、画一的な指導や運動部活動における勝利至上主義等の問題を人権尊重の視点から見直し、子どもが自主的に取り組み、自らの目標を達成することを基本として、一人一人のニーズにこたえられる多様な指導を推進していく必要がある。

【 25】・・・割愛。

差別事象やいじめ問題への対応では、これらを学校全体の課題と捉え、差別等を受けた子どもの人権を擁護することを基本とするとともに、差別言動等を行った子どもについても、その背景を十分分析し、人権意識の醸成に努める。また、発達過程にある子どもの行為であることを踏まえ、当事者同士の間関係の修復を基本としつつ教育的見地からの指導、支援を適切に行う。また、その再発、拡大を防ぐ上で当事者のみならず周囲の子どもの果たす役割が大きいことから、それを契機として子どもの人権意識の高揚に努めることが重要である。差別やいじめを許さない仲間づくりに努め、積極的に人権を尊重する豊かな感性と具体的行動に結びつく技術・技能や態度の育成を図る必要がある。

【 26】・・・昨年度にまとめられた「学校における人権教育推進のための事例集」の活用及び趣旨の徹底を図る。

教職員の子どもに対するセクシュアル・ハラスメントは、子どもの心を傷つけ、個人としての尊厳を著しく侵害し、その後の成長に避けがたい影響を与える深刻な問題である。セクシュアル・ハラスメントに対しては厳しく対処するとともに、その発生を防止し、子どもの学習環境を保障するため、教職員の問題意識の喚起と資質の向上を図ることが重要である。

これらの差別やいじめ、セクシュアル・ハラスメント等の様々な人権侵害に対して総合的な教育相談体制を充実する必要がある。

【 27】・・・今年度にまとめられた「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQA集」の活用及び趣旨の徹底を図る。

## 施策の基本方向

人権教育を効果的に推進していくためには、個々の教育活動の一つ一つが明確な目的意識のもとに充実されることが必要であるが、広範囲に展開される教育活動の隅々にまで、人権尊重の精神を浸透させていくためには、環境づくりや条件整備が重要である。

### 1 学校教育分野

#### (1) プログラム・教材 (省略)

教職員研修を実施するに当たっては、特に、以下に表現されている趣旨を十分に踏まえ、学校現場の教職員にも徹底できるよう努める。

#### (2) 教職員研修

学校における人権教育の推進に当たっては、指導者である教職員自身が人権及び人権問題に対する深い理解と認識を持つことはもとより、日常の教育諸活動が、人権が尊重された教育として行われることが必要であり、教職員のたゆまない自己研鑽が求められると同時に、子どもと接するときの教職員の日頃の姿勢が重要である。また、豊かな人権意識・人権感覚をもってあらゆる教育活動を展開できるとともに、子どもへの人権学習の指導が円滑に実施できるよう、教職員研修の充実を図る。

なお、研修の手法については、知識伝達型にとどまらず体験・参加型研修も取り入れるなど、研修成果が日常の指導実践に直結するよう、工夫する必要がある。

## 1) 人権が尊重された教育を実践するための研修

日々の教育実践の中で子どもに豊かな人権感覚を培うためには、「教師と子ども」という日常的な関係において、子どもを権利の主体として尊重しつつ、子どもの判断力や自己決定力を培い、さらに相手を思いやる心、困難を解決する力、責任感等を育むことを通して子どもの自立を支援するという教職員の姿勢が最も大切である。

このため、子どもを、背景を含めて理解し、共感することを前提として、子どもの自立的な思考・行動を促し、人間関係づくり・仲間づくりの過程を支援するための技術・技能や態度の形成を目指した研修の充実が重要である。また、今後、さらに重要となる保護者や地域との連携の在り方や、組織としての機能を十分に果たせる学校づくりについても研修を行う必要がある。〔 28〕

### ア 子どもと接する基本的な姿勢

#### a. 子どもを、背景を含めて理解する姿勢

子どもに教育を保障し、個性を伸ばさせるためには、教職員は、子どもの今ある姿だけでなく、その子どもの生きてきた背景を含めて理解することが必要である。

このため、子どもの発達段階や心理状態、家庭や社会の状況とともに変化する子ども(若者)文化など、子どもを取り巻く背景について基本的な理解を深める。

#### b. 子どもの思いに共感し、子どもの立場に立って考える姿勢

子どもは、学校生活を送る中で、自分の生活や学力、あるいは将来への不安等自分の問題、周りの人たちとの関係、さらには地域、社会、世界の動きへの関心など、様々な思いを抱いて生活している。そうした子どもの思いに共感し、子どもの立場に立って考える姿勢が必要である。

このため、教職員が学校における子ども一人一人の置かれている状況や心理を理解できるよう、また、カウンセリングマインドをもって指導に当たれるよう、教育相談の在り方とその手法について研修を行う必要がある。さらに、学校になじみにくい子どもの心の居場所づくりなど、学校の在り方についても理解を深める必要がある。

#### c. 子どもの自立を支援する姿勢

子どもへの共感的な理解の上に立ち、自ら考え、判断し、行動する自立した人間へと子どもを育むことが必要である。指導に当たっては、子どもが自己肯定感を持ち、自らの将来を見通し、自立していけるよう支援する姿勢が大切である。

このため、一人一人の子どもの特性等を洞察する力、評価の在り方、自己肯定感を高める指導方法等、子どもの自立を支援する内容の生徒指導や進路指導等の研修の充実を図ることが重要である。

#### d. 仲間づくりを支援する姿勢

子どもは仲間を求め、仲間とともに活動する中で、自己のアイデンティティーを形成するとともに、他者への認識を深めていく。その過程において、様々な葛藤や共感を経験する中で集団としての規範や仲間の大切さを学んでいく。こうした子どもの集団活動の意義を理解し適切な支援を行うことが大切である。

このため、仲間づくりの意義と目的の理解、仲間づくりの手法、仲間づくりを通じた自己表現並びに仲間づくりに対する適切な支援の在り方等に関する研修が必要である。

## イ 保護者・地域社会の人々と連携する姿勢

子どもの健やかな成長と自立を支援していくためには、子どもを中心に据えて、教職員と保護者・地域の人々とは理解し合い、相互の協力によって全体として教育力を高めていくことが重要である。

このため、保護者・地域の人々と真摯に話し合うとともに、PTA組織の活性化や地域社会に開かれた学校づくりを推進するための研修が必要である。〔 29〕

## ウ 組織として対応する姿勢

一人一人の子どもの人権が保障され、安心して学校生活を送ることができるよう、子ども一人一人を学校全体で受け止める必要がある。学級担任だけでなく、関係教職員が多様な観点から意見交換を行い、適切な役割分担のもとで、それぞれの子どもの合った最善の指導を組織的に実施していくことが重要である。

このため、学校の組織や運営の在り方を子どもの人権を守る視点から点検するとともに、組織的に様々な課題を解決していく手法について研修を深めることが必要である。〔 30〕

### 2) 人権教育の指導のための研修

子どもへの人権教育を効果的に推進するためには、人権教育の指導に当たっての技術・技能に習熟できるよう研修に努めることが必要である。

このため、各研修機関及び学校の研修を、「プログラム」に基づいて、子どもの人権、同和問題、男女平等、障害者、在日外国人・国際理解等の様々な人権教育の領域を踏まえ、子どもの発達段階に即して体系的に実施することが重要である。〔 31〕

### 3) 効果的な研修システムについて

・各研修機関で行われている研修内容が、学校における人権教育の校内研修や教育実践に反映されるよう、校園長は各研修へ教職員を積極的に参加させるとともに、研修での指導内容・方法について校内に広める場を設けるなど、その成果を広く普及、伝達するよう努める。

研修を行うに当たっては、人権問題に積極的に取り組んでいる各種研究団体、有識者、民間団体との連携や、各種啓発冊子等の有効な活用を図ることが必要である。〔 32〕

### (3) 推進システム (省略)

### 2 学校・家庭・地域社会の連携 (省略)

### 3 社会教育分野 (省略)